

年度モニタリング(令和4年度)

施設名称	岩名運動公園外3公園等
施設概要	<p><b>岩名運動公園</b>                      所在地: 〒285-0004 千葉県佐倉市岩名字姿山                      施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建(小出義雄記念陸上競技場メインスタンド)                      鉄筋コンクリート造、地上2階建(長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド)                      鉄筋コンクリート造、地上2階建(スポーツ資料館)                      鉄骨造、地上2階建(プール管理棟)                      木造、平屋建(球技場トイレ更衣室棟)                      敷地面積: 19.6ha                      延床面積: 小出義雄記念陸上競技場メインスタンド 2,086㎡                      長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド 2,322㎡                      スポーツ資料館 309㎡                      プール管理棟 401㎡                      球技場トイレ更衣室棟 130㎡                      建築年月: 昭和56年2月(プール管理棟)                      昭和58年4月(長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド)                      平成6年12月(スポーツ資料館)                      平成8年9月(小出義雄記念陸上競技場メインスタンド)                      平成26年3月(球技場トイレ更衣室棟)                      施設内容: 長嶋茂雄記念岩名球場 センター120m 両翼92m 夜間照明                      メインスタンド 収容人数2,000人                      芝生スタンド 収容人数2,500人                      第二球場 センター90.7m レフト90.5m ライト81.5m                      小出義雄記念陸上競技場 400mトラック 8コース 夜間照明                      メインスタンド 収容人数1,022人                      芝生スタンド 収容人数4,100人                      テニスコート 人工芝6面 クレーコート2面 壁打ちコート2面                      プール 50mプール9コース 幼児プール                      スポーツ資料館 1階資料展示室 2階会議室99㎡                      球技場 人工芝143m×79m 夜間照明                      スタンド 収容人数490人                      付帯設備 駐車場収容台数409台 トイレ 自由広場等</p>
	<p><b>上座総合公園</b>                      所在地: 〒285-0854 千葉県佐倉市上座字上ノ田915番地                      施設構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建(プール管理棟)                      鉄骨造、地上1階建(公園管理棟)                      敷地面積: 9.9ha                      延床面積: プール管理棟510㎡                      公園管理棟34㎡                      建築年月: 昭和55年7月(プール管理棟)                      平成13年4月(公園管理棟)                      施設内容: プール 25mプール 子供プール 幼児プール                      交通公園1.9ha                      木製遊具広場1.2ha                      多目的広場2.4ha                      付帯施設 駐車場収容台数40台 トイレ等</p>
	<p><b>直弥公園</b>                      所在地: 〒285-0065 千葉県佐倉市直弥741番地1                      施設構造: 木造、地上1階建(管理棟)                      敷地面積: 4.3ha                      延床面積: 管理棟106㎡                      建築年月: 平成14年6月(管理棟)                      施設内容: テニスコート 人工芝4面 壁打ちコート1面                      付帯施設 駐車場収容台数61台 トイレ 芝生広場等</p>
	<p><b>大作公園</b>                      所在地: 〒285-0802 千葉県佐倉市大作二丁目1番1                      敷地面積: 1.0ha                      建築年月: 昭和62年11月                      施設内容: 野球場 センター105m 両翼80m                      付帯施設 駐車場 トイレ 倉庫                      佐倉市立青少年センター                      所在地: 〒285-0004 千葉県佐倉市岩名828番地                      施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上2階建                      敷地面積: 岩名運動公園内                      延床面積: 575.296㎡                      建築年月: 昭和59年2月                      施設内容: 1階: 事務室、実習室兼会議室(68.4㎡)、談話室(67.1㎡)                      佐倉市管理倉庫、ボイラー室倉庫、トイレ                      2階: 研修室①②(和室30畳)、講師控室(8畳)、シャワー室、トイレ</p>

施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩名運動公園外3公園:市民のレクリエーション活動等の拠点として整備</li> <li>・佐倉市立青少年センター:青少年の健全育成を図るために設置</li> </ul>
指定管理者	千葉県まちづくり公社グループ
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	当初委託料637,566,910円 変更協定書締結 令和5年3月24日 委託料 133,535,741円 (令和4年度支払額 129,874,741円) (光熱費高騰に伴う指定管理者支援金 3,661,000円)
市所管課	都市部公園緑地課、健康推進部生涯スポーツ課、こども支援部こども政策課
第三者	

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館） 時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(1) II-1-(2)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2) II-1-(3)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3) II-1-(5)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5) II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)(別表1-②) II-2-(1)(別表1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(3)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9) II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9) II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	

保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	
安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(12) II-2-(10)	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)	
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)	



### 3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7) II-3-(8)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7) II-3-(8)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	



体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	

6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準

守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>○佐倉市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しているが、万一のためにおいて「指定管理者賠償責任保険」に独自で加入し、不測の事態に備えた。</p> <p>○被災時には関係機関との通信手段が途絶えることを想定し、当公社所有の「衛星携帯電話」及び「災害時優先電話」を設置し、災害時の連絡体制を構築している。</p> <p>○遊具を適正に利用していただくため、注意喚起の看板の書体を弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、適正な数の設置を行った。</p> <p>○球技場を除く各施設に、月1回の定期的な休場日を引き続き設定したことにより、施設点検・グラウンド整備等の時間を十分確保した結果、より安全で、安心して利用できる施設を提供することができた。</p> <p>○管理項目の基準回数以上の作業を実施し、クオリティの高い施設の提供を行うことができ、利用者からも大変高い評価をいただくことができた。</p> <p>○日々の天気予報等を確認し、異常気象による樹木等の倒木や枝折れを想定し、事前に危険樹木等の伐採、撤去を行った。また、施設内への被害を最小限に抑えるため、土地の低いところへは土嚢等を配置し、建物内への浸水を未然に防いだ。</p> <p>○公園内で発生した事故の対応についてはできる限りの手当てを行い、傷病者を医療機関へ搬送できるように体制を整え、関係機関には電子メール、FAX、電話等で報告を行った。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、当施設が発生源とならないように日々の清掃管理を徹底し、窓がない部屋などについては扇風機やサーキュレーターを増設し、積極的に換気を行い感染予防に努めた。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>○昨年度に続き芝地管理、清掃について、基準を大きく上回る回数の業務が実施され、市内公園の中でも優れた景観が維持されていると認められます。</p> <p>○管理者の責任では無い公園内での利用者の怪我等の状況についても迅速且つ適切な対応及び報告がなされ、施設内の管理(状況把握)が非常に良いものと評価できます。また、ナラ枯れやスズメバチ等の植生物等についても巡視および対応・報告を実施しており評価できます。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症等に係る国の方針変更や市民要望等を反映した施設利用の対応について、頻回な市との連絡調整や予約者への速やかな連絡を行っており、適切な対応が行われていました。</p>

## ②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	184,662	369,800	257,644	139.5%	69.7%
実利用者数(人)	-	-	-	-	-
稼働率(%)	-	-	-	-	-
利用料金収入(円)	22,474,480	31,370,000	29,277,110	130.3%	93.3%
減免件数(件)	1,156	-	1,519	131.4%	-

### 意見記述欄

指定管理者	<p>○利用者数、利用料金収入が増えた要因は、段階的に新型コロナウイルス感染症に対する施設の利用制限が緩和されたこと、プールが3年ぶりに再開したことも傾向の一つであると考えられる。</p> <p>○大会等の行事については中止または規模縮小での開催が続いていたが、情勢が落ち着き始めていることもあり、年次業務計画書の利用者数及び利用料金収入を見込んでいた。</p>
佐倉市	<p>○小さいお子様用のプール場を設けるなど、より一層の利便性・サービスの向上が図られていると思います。コロナ禍の収束の中でも想定より社会全体としては慎重な姿勢が継続したこともあり、計画と比較すると到達度は低いもののプール利用の工夫など出来る対応を着実に進めた結果の数値であり、成果が出ているものと評価いたします。</p>

### ③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	146,873,620	165,239,341	166,689,505	113.5%	100.9%
支出(円)	146,089,460	165,239,341	167,665,915	114.8%	101.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	784,160	0	-976,410	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	15.3	18.9	17.5	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	26.4	24.0	21.8	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	25.0	22.4	20.6	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	749.5	446.8	650.7	86.8%	145.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	614.8	351.2	504.1	82.0%	143.5%

### 意見記述欄

指定管理者	<p>○佐倉市から支援金をいただけたが夜間利用の照明利用が多施設で重なったことにより、瞬時に契約電気量が超過し、電気の基本使用料が上がってしまい、予想以上に光熱水費が上昇してしまったことが収支のマイナスになった要因と考える。今後は各部屋で使用する空調設備の調整を行う。</p> <p>○人件費、再委託についても段階的に施設の行動制限が緩和されたことにより、施設の可動日数が増えたことで増額になった。</p> <p>○物件費は前年度と比較して支出を抑えることができたが、今後も物価の高騰が予想されるため、引き続き抑制するように努めたい。</p> <p>○行動制限が解除になったため、令和5年度以降は収支計画どおりの収入を見込んでいる。</p>
佐倉市	<p>○夜間利用者のニーズを組んだ利用時間の提案や水道光熱費に係る費用を抑える工夫も見られたため、収支はマイナスとなっているものの取り組みについては評価できます。今まで以上に物価高騰などの問題もあることから各施設における状況を見ながらより適切に管理されることを期待します。</p> <p>○引き続き人件費や施設の補修に係る経費等が増加していくことが予想されます。利用者が安心して施設を利用できるよう、さらなるサービスの向上や工夫を図り、安定的な経営に努めてください。</p>

#### ④業務実施状況確認

##### 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
花壇・プランター等の設置	岩名運動公園等に花壇植栽及びプランターを定期的に植栽設置した。 令和4年度実績本数 5,510本 なお、使用した草花は指定管理者が栽培した草花及び佐倉市より無償配布を受けた草花を使用した。
草花配布	岩名運動公園等の利用促進及び佐倉市の緑化推進を図るため、来園者、内郷小学校スクールボランティアへ無料で草花配布を行った。 令和4年度実績本数 2,220本 なお、草花は指定管理者が栽培した草花を使用した。
千葉県民の日無料開放	千葉県民の日を記念して小出義雄記念陸上競技場を 無料開放した。 令和4年度実績 利用数140名(団体4団体、個人39名)
千葉県高校サッカー大会誘致	千葉県高校サッカー大会を観戦できる環境を整え、地域の子どもの技術力の向上及びスポーツの育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、千葉県高校サッカー大会を開催した。 6月18日(土)全国高等学校総合体育大会千葉県大会 準決勝戦 日本体育大学柏高校 VS 流通経済大学柏高校 観客者数:300名 10月23日(日)全国高校サッカー選手権大会千葉県 大会準々決勝戦 ①柏南高校 VS 日本体育大学柏高校 ②千葉明德高校 VS 習志野高校 観客者数:1000名
関東大学サッカーリーグ誘致	関東大学サッカーリーグを観戦できる環境を整え、地域の子どもの技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、関東大学サッカーリーグを開催した。 10月9日(日)関東大学サッカー選手権大会 順天堂大学 VS 国士館大学 東京国際大学 VS 筑波大学 観客者数:300名
さくらスポーツフェスティバルへの協力	さくらスポーツフェスティバル開催時にヴォーテックスフットボールのエリアを設け体験会を開催した。 10月10日(月・祝) ヴォーテックスフットボール体験会
ミストシャワーの設置	熱中症対策として、陸上競技場ダッグアウト前にミストシャワーを設置した。 6月26日(日)～9月19日(月・祝)まで設置
水泳教室(低学年)	青少年の健全育成、泳力の向上を図るため、水泳教室を開催した。 7月29日(金) 利用人数 3名 ※新型コロナウイルス感染症による休業後3年ぶりの開設のため、利用促進を目的として参加費を無料とした。
水泳指導(ワンポイントレッスン)	4泳法の基本や練習方法を水泳指導管理士が利用者のレベルに合わせて、わかりやすいレッスンを実施した。 7月15日(金)～8月31日(水) 利用人数 10名
ブルスタンプカードの配布	5回の利用で1回無料となるスタンプカードを配布し、リピーターの獲得を目的に実施した。 7月15日(金)～8月31日(水) 利用人数 小人 93名 大人 141名 計234名
内郷小学校第三グラウンド草刈	岩名運動公園近隣施設の内郷小学校と連携・協力を構築するため、グラウンドの草刈を実施した。 5月20日(金)、8月19日(金)
芝生体験会	子供たちの体力づくりや交流のため、佐倉市内の低学年を対象に長嶋球場芝生内で遊ぶ体験会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

テニス大会の開催	生涯スポーツの推進及びテニスコートの利用促進を図るため、岩名運動公園テニス登録団体と共催で利用者の親睦大会を予定したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
愛犬との暮らし方教室	愛犬を飼われている方のマナー向上、公園等公共の場での放し飼いの抑制を図るため、教室を開催した。 令和5年1月9日(月・祝) 参加者頭数 8頭 講師 NPO法人PAL
手作り味噌にチャレンジ講習会	公園利用者の便に供するため、スポーツ以外でも広く佐倉市民の方たちに青少年センターを使用していただくことを目的に講習会を開催した。 令和5年1月28日(土) 参加者数 24名 講師 牧村実和子氏
体操教室 親子でカラダ塾ー遊びながら成長しようー	佐倉市民の健康・体づくりの推進及び小出義雄記念陸上競技場利用者獲得のため、体操教室を開催した。 令和5年3月4日(土) 参加者数 4組 講師 渡邊有香氏
知的障がい者サッカー教室	知的障がい児・者へのスポーツ活動の普及及び心身の健全な育成を図るため、サッカー教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
健康体操教室	佐倉市民の健康増進を図るため、NPO法人ニッポンランナーズと共催で、高齢者向けの健康体操教室を開催した。 4月6日、13日、20日、27日 68名 5月11日、18日、25日 72名 6月1日、15日、22日 55名 7月6日、13日、20日 51名 8月3日、10日、24日 55名 9月7日、21日、28日 73名 10月12日、19日、26日 69名 11月2日、9日、16日、30日 57名 12月7日、14日、21日、28日 75名 1月11日、18日、25日 39名 2月2日、8日、15日、22日 72名 3月1日、15日 44名 令和4年度合計730名 主管:NPO法人ニッポンランナーズ
プロ野球選手の自主トレーニング誘致事業	身近にプロ野球選手の練習を見られる環境を整え、地域の子供たちの体力づくりや技術力向上を図るため誘致を行う予定であったが、選手のコンディションの調整のため中止した。
上座総合公園遊具広場舗面補修整地	大雨が降ると遊具広場の砂が流され、陥没や亀裂等の不陸が生じるため、利用者の安全配慮として整地作業を行った。 12月19日(月)
テニスコート整備	利用者の安全性、快適性を維持するため、また、施設の維持管理、保護のため、休場日に珪砂補充や整備を実施した。 珪砂補充、整備、クレーコート改修
SRC陸上競技記録会	誰もが参加可能なスポーツ活動の普及を図るため、障がいの有無に関係なく、子どもから大人までが参加できる陸上競技記録会を開催した。 参加数:43名 講師:田上駿氏 協力:NPO法人シオヤレクリエーションクラブ
物品の販売	公園利用者の便に供するため、公園内で物品販売等を下記のとおり設置及び販売を行った。(一部中止) ・公園内に飲料等の自動販売機を設置し販売 ・管理事務所にてコピー及びFAXのサービス ・管理事務所にてマラソンTシャツの販売 ・プール期間中、水泳用品等の販売・貸出 ・各種大会時にキッチンカーでケータリング販売(軽食)を行う予定であったが、大会自体が未開催となったため中止した。



【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
小出義雄記念陸上競技場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイクキング・転圧等の改修を行った。
岩名第二球場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイクキング・転圧等の改修を行った。
岩名運動公園砂利駐車場改修	駐車場の凸凹を解消するため、砕石を敷き均し整地等の改修を行った。
駐車場の凸凹を解消するため、砕石を敷き均し整地等の改修を行った。	駐車場の凸凹を解消するため、砂を敷き均し整地等の改修を行った。
公園内の看板をユニバーサルデザイン対応型に更新	注意喚起の看板の書体を、弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、看板の更新を適時行った。
公園内の樹木の枯枝や枯損木の撤去	園路上にかかる枯枝や枯損木等の撤去を実施した。
光熱水費の縮減	岩名プール棟トイレを人感センサー付きLED照明に変更し、上座プール棟内の救護室とトイレの照明器具をLED照明に変更し電気料の縮減を図った。
閉場日削減・開場時間の延長	利用者サービスの向上、大会等の円滑な運営のため、大会の連続利用時の閉場日の削減や、大会の進捗状況に応じた開場時間の延長等を行った。
施設の休場日の設置し整備	施設を利用する方々が安全で安心して利用できるように日常ではできない作業を行うため、球技場を除く各施設に月1回の休場日を設け、整備を行った。

意見記述欄

指定管理者	<p>○令和4年度は新型コロナウイルス感染症に対して色々なものが緩和され、状況もコロナ前に戻りつつある時期であったが、大会や独自事業の中止または縮小開催がほとんどであり、全てを事業計画どおりに行うことができなかった。令和5年度は施設も通常どおりの運営となったため、施設利用者のリピーター獲得のためのチラシの作成や新たな独自事業を展開し、利用者の獲得に取り組む。</p> <p>○完全に新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないが、今後も施設利用者からの感染者が発生することなく、日々の清掃管理を徹底し、施設内の換気などを十二分に行い、利用者が安心して施設を利用できるように努めてまいりたい。</p>
佐倉市	<p>○新型コロナウイルス流行が沈静化しつつも、感染者状況を勘案する必要がある難しい年度の中で、適切に状況判断を下しリスクを回避しつつも様々な利用者層に対応した事業を実施されていると認められます。</p> <p>○今後は新型コロナウイルス感染症の緩和に伴い、より一層の需要創出の観点から実施された各事業を振り返りながら、より新しい事業の展開に期待します。</p>

### ⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	実施日：令和4年4月1日～令和5年3月31日 岩名運動公園陸上競技場、直弥公園、佐倉市立青少年センターに回収箱を設置し、上座総合公園は聞き取り調査を実施								
回答数等	回答数：169件								
実施結果	<table border="0"> <tr> <td>岩名運動公園</td> <td>満足48%、やや満足46%、ふつう6%</td> </tr> <tr> <td>直弥公園</td> <td>満足61%、やや満足23%、ふつう10%、やや不満3%、不満3%</td> </tr> <tr> <td>上座総合公園</td> <td>満足55%、やや満足28%、ふつう14%、やや不満3%</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立青少年センター</td> <td>満足58%、やや満足38%、ふつう4%</td> </tr> </table>	岩名運動公園	満足48%、やや満足46%、ふつう6%	直弥公園	満足61%、やや満足23%、ふつう10%、やや不満3%、不満3%	上座総合公園	満足55%、やや満足28%、ふつう14%、やや不満3%	佐倉市立青少年センター	満足58%、やや満足38%、ふつう4%
岩名運動公園	満足48%、やや満足46%、ふつう6%								
直弥公園	満足61%、やや満足23%、ふつう10%、やや不満3%、不満3%								
上座総合公園	満足55%、やや満足28%、ふつう14%、やや不満3%								
佐倉市立青少年センター	満足58%、やや満足38%、ふつう4%								

回答者の意見等	対応策等
<b>岩名運動公園</b>	
更衣室が暑い	扇風機を設置しました。
テニスコート7、8番コートも人工芝にしてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。
外のトイレを洋式にしてほしい。(他1件同意見)	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。
小出氏、長嶋氏を冠につけているので他に負けない施設にしてください。(他1件同意見)	佐倉市担当課へ利用者の声として伝えます。また、小出氏、長嶋氏の冠をつけていることを念頭に、知名度の向上と併せて、より良い施設となるよう目指してまいります。
きれいな公園で大満足です。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
テニスコートの予約が大変。何か改善策を希望。	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。
テニスコートがしっかりと整備されており助かります。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる施設を目指してまいります。
自然が豊かで良く整備されており助かります。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる施設を目指してまいります。
陸上競技場の混雑時のレーンの使い方が徹底されていない。	受付窓口、陸上トラックへ入る入口に、再度レーン番号の利用方法を分かりやすく表示しました。また受付時の案内もいたします。
駐車場の一方通行を徹底してほしい。	舗装駐車場は場内に矢印表示を塗装し、カラーコーン等で一方通行であることを表記いたしました。
クロスカントリーコースがしっかりと整備されていて走りやすかった。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる施設を目指してまいります。

<b>直弥公園</b>	
壁打ちコートを直してほしい。(他3件同意見)	佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
大作公園のトイレが不便なのでトイレ棟を作ってほしい。	佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
予約を抽選にしてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
クラブハウスがいつもきれい。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
コートが整備されていて使いやすい。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
駐車場が広くなってよかった。	ありがとうございます。佐倉市担当課へ報告いたします。
公園利用者以外の車が多く、駐車場に止めにくい時がある。	ご迷惑をおかけします。駐車場内に利用者以外の駐車は控えていただくよう看板を設置し、状況次第では運転手に直接声をかけてまいります。
<b>上座総合公園</b>	
洋式トイレを増やしてほしい。(他7件同意見)	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。
鉄棒を設置してほしい。	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。
トイレをもう少し使いやすくしてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。暫定的な措置として和式トイレに手摺を設置しました。
遊具広場の遊具修繕に時間がかかりすぎる。	佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
外灯が少ない。道が悪い場所がある。	外灯については佐倉市担当課へ利用者の要望として伝え、協議し検討してまいります。悪路の箇所については巡回時に確認し、修繕が必要な場合は修理完了まで安全対策を講じます。
管理棟とトイレが古い。	佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
ウォシュレット機能を付けてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
四季それぞれに花が咲いてとても満足している。	ありがとうございます。これからも利用される皆様に愛される公園を目指してまいります。
落葉が整理されているので散歩しやすい。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。

草刈の回数を増やしてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
公園内の手入れは満足しているが、トイレはもっと清潔にしてほしい。	公園の利用状況に応じて適時対応いたします。
冬は早朝だと暗い場所があるので怖い。	常設の公園灯の点灯時間を時期により適時変更します。
マナーの悪い野球利用者がいる。	全利用者の代表的役割の人物に、直接声を掛けて利用者の質の向上に結びつくようにと努めます。
遊具広場が整地されて水たまりが少なくなり、子どもを遊ばせやすくなった。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
メンテナンスが非常に良い。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
犬の放し飼い禁止看板をもっと増やしてほしい。	現在3台設置し、景観への配慮しながら公園の利用状況を見ています。増設については佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
<b>佐倉市立青少年センター</b>	
夜暗いので外灯を増やしてほしい。	佐倉市担当課へ利用者の声として伝え、協議し検討してまいります。
清掃が行き届いていて快適に利用している。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
広々とした場所で大きな音が出せてとてもありがたい。	新型コロナウイルス感染症による行動制限が撤廃されたことで、ますます行動が開放的になると思います。これからも安心して利用できる施設を目指してまいります。
これだけの施設でこの値段では安すぎると思う。もっと高くしても利用したい。	ありがとうございます。利用料金については佐倉市が定める利用料金で運営しています。
スタッフの方の対応がとても良い。	ありがとうございます。これからも利用される皆様にとって安全で安心して気持ちよく利用できる施設を目指してまいります。

## 意見記述欄

指定管理者	<p>○回答数は昨年度同様に調査に回答していただける働きかけを行ったため、同じくらいの回答数を得ることができた。今後もアンケートの内容が公園管理に生かせるよう取組む。</p> <p>○調査結果から、トイレの改修要望、外灯の増設、施設・建物の改良などの要望が多いことから、今後も佐倉市担当課と協議し、公園利用者の要望に対して改善できるよう検討を重ねる。</p>
佐倉市	<p>○アンケートでは継続して概ね半分以上の利用者に高い評価をいただけており、良好な管理運営がなされているものと読み取れます。</p> <p>○各施設の修繕案件について意見の整理・優先順位付け等のニーズ分析を行っており、その結果の提案がなされていました。引き続きニーズ把握・分析による提案を行い、今後も市と連携して施設の修繕等に努めていただくことを期待します。</p>

## ⑥総合評価

【令和4年度】  
意見記述欄

指定管理者	<p>指定管理者として四期目の4年目が終了しました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症に対して色々なものが緩和され、状況もコロナ前に戻りつつある時期でもありましたが、各競技団体の大会や独自事業の中止または縮小しての開催がほとんどであり、事業計画どおりに行うことができませんでした。令和5年度は施設も通常どおりの運用となったので、施設利用者のリピーター獲得のためのチラシの作成や新たな独自事業を企画展開し、利用者の再獲得、新たな利用者の獲得を目指します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありませんが、今後も施設を発生源とならないように日々の清掃管理を徹底し、施設内の換気などを十二分に行い、利用者が安心して施設を利用できるように努めてまいります。</p> <p>有料施設については球技場を除き定期休場日を設けて、日常作業ではできないより細かな点検や整備を行ったことで施設のクオリティが向上し、利用者にとって使いやすい施設を提供できたのではないかと考察します。陸上競技場や野球場についても管理項目の基準回数以上の業務を行ったことで利用者の安全性の確保や快適性を維持することができ、利用者満足度調査等で高い評価を得ることができました。</p> <p>令和4年度の収支状況については、佐倉市から支援金をいただくことができましたが、夜間利用の照明利用が多施設で重なったことにより瞬時に契約電気量が超過してしまい、且つ空調設備の使用も重なったことで電気の基本使用料が上がってしまいました。予想以上に光熱水費が上昇してしまい、収支がマイナスとなった要因と考察します。物件費は前年度と比較して支出を抑制することができました。今後も物価の高騰が予想されるため、引き続き抑制するように努めてまいります。</p> <p>行動制限が解除になったため令和5年度以降は収支計画どおりの収入を見込んでおります。収支が黒字に転じた際には、公園内の施設の修繕等に還元できるよう検討してまいります。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引いたことにより、当初の想定通りの事業実施が難しい中で様々な工夫や独自事業の実施により安定した利用者数の確保ができていたと認められます。</p> <p>公園管理においては、日常清掃が行き届いているほか、簡易な修繕等についても迅速に対応しており、適切に業務を実施していると認められます。</p> <p>本年5月に新型コロナウイルスが5類相当に移行いたしました。引き続き利用者が安全に施設を利用できる方策や新しい生活様式に即した公園の活用についてさらなる検討を行い、魅力があり、収益性が高い公園の運営を期待します。</p>

## 指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和4年度  
施設名 : 岩名運動公園外3公園等

チェック項目		チェック結果
<b>1 就業規則</b> (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則)		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
<b>2 労働条件等の明示</b> (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働史観に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
<b>3 労働時間</b> (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input checked="" type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
<b>4 賃金</b> (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
<b>5 法定帳簿（法107～109条等）</b>		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
<b>6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）</b>		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
<b>7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）</b>		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
<b>8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）</b>		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。